

○農林水産省告示第八百七十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年七月二十四日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

一 (略)
 二 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、L-イソロイシン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンズイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸L-ヒスチジン、塩酸ピリドキシン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、β-カロチン、カンタキサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガ、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、DL-トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L-バリン、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD₃油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DL-メチオニン、L-メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ

改正前

一 (略)
 二 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、L-イソロイシン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンズイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、β-カロチン、カンタキサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガ、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、DL-トレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、L-バリン、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD₃油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DL-メチオニン、L-メチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素

素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビ
ン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜
鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、
硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリ
ウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（
結晶）、硫酸マンガン、硫酸L-トリジン、リン酸一水素カリウム
（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリ
ウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水
素ナトリウム（結晶）並びにこれらのいずれかを有効成分として
含有する製剤

三・四（略）

酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸
亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コ
バルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸
銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マ
グネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マンガン
、硫酸L-トリジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水
素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸
二水素ナトリウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）
並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

三・四（略）

○農林水産省令第四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十四日

農林水産大臣 野村 哲郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

名 出 経

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1)～(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(9) (略)

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼料添加物名	名 称
(略)	(略)
塩酸チアミン	(略)
<u>塩酸L-ヒスチジン</u>	<u>ヒスチジン</u>
(略)	(略)

2・3 (略)

ウ (略)

2～6 (略)

名 出 経

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1)～(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(7)～(9) (略)

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼料添加物名	名 称
(略)	(略)
塩酸チアミン	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

2・3 (略)

ウ (略)

2～6 (略)

別表第2（第2条関係）

1～6（略）

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1)（略）

(2) 試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～アセトニトリル（略）

アセトニトリル、液体クロマトグラフ用 $\text{C}_2\text{H}_3\text{CN}$

無色澄明の液で水と混和する。水を対照液として、層長10mmで吸光度を測定するとき、波長200nmにおいて0.07以下、波長210nmにおいて0.046以下、波長220nmにおいて0.027以下、波長230nmにおいて0.014以下、波長240nmにおいて0.009以下のものとする。

アニリン～ウラシル（略）

液体クロマトグラフ用アセトニトリル アセトニトリル、液体クロマトグラフ用に定める。

液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲル～塩酸チアミン（略）

塩酸L-ヒスチジン、定量用 乾燥したものを定量するとき、塩酸L-ヒスチジン（ $\text{C}_6\text{H}_9\text{N}_3\text{O}_2 \cdot \text{HCl} \cdot \text{H}_2\text{O}$ ）98.5%以上を含むもの。

別表第2（第2条関係）

1～6（略）

7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1)（略）

(2) 試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～アセトニトリル（略）

（新設）

アニリン～ウラシル（略）

（新設）

液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲル～塩酸チアミン（略）

（新設）

塩酸ヒドロキシルアミン～定量用エトキシキン（略）

定量用塩酸L-ヒスチジン 塩酸L-ヒスチジン、定量用の項に定める。

定量用ギ酸ナトリウム～レゾルシン（略）

(3)～(9)（略）

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(35)（略）

(36) 塩酸L-ヒスチジン

ア 製造用原体

(7) 成分規格

含量 本品は、105℃で3時間乾燥した後、定量するとき、塩酸L-ヒスチジン一水和物（ $C_6H_9N_3O_2 \cdot HCl \cdot H_2O$ ）98.0%以上を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、白色の結晶又は結晶性粉末である

—

② 本品の水溶液（1→10）のpHは、3.5～4.5である。

確認試験

① 本品の水溶液（1→1,000）5 mLにニンヒドリン溶液（1→1,000）1 mLを加え、3分間加熱するとき、その溶液は、紫色を呈する。

② 本品の水溶液（1→10）は、塩化物の定性反応を呈する。

塩酸ヒドロキシルアミン～定量用エトキシキン（略）

（新設）

定量用ギ酸ナトリウム～レゾルシン（略）

(3)～(9)（略）

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(35)（略）

（新設）

純度試験

- ① 比旋光度 本品約5.5gを0.01gの桁まで量り、その乾燥物に換算した数値を記録し、6 mol/L塩酸試液に溶かし、50mLとし、必要ならばろ過し、この溶液の旋光度を測定するとき、 $[\alpha]_D^{20} = +8.5 \sim +10.5^\circ$ でなければならない。
- ② アンモニウム塩 アミノ酢酸製造用原体の純度試験③を準用する。この場合において、「0.1g」とあるのは「0.05g」と、「1 mL」とあるのは「0.5mL」と読み替えるものとする（0.04%以下）。
- ③ 鉛 本品5.0g（4.95～5.04g）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第1法）により鉛の試験を行うとき、その量は、2 μg/g以下でなければならない。このとき、鉛標準液は、1.0mLを全量ピペットを用いて量り、10mLの全量フラスコに入れ、硝酸（1→150）を標線まで加えて10mLとし、標準液とする。
- ④ ヒ素 本品1.0g（0.95～1.04g）を分解フラスコに量り、硝酸10mL及び硫酸5 mLを加え、静かに加熱する。溶液がなお褐色を呈するときは、放冷した後、硝酸1～2 mLを追加して加熱し、溶液が無色～微黄色にな

るまでこの操作を繰り返す。放冷した後、過塩素酸0.5mLを加え、白煙が発生するまで加熱する。放冷した後、飽和シュウ酸アンモニウム溶液15mLを加え、再び白煙が発生するまで加熱する。放冷した後、水を加えて約10mLとし、これを試料溶液として装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行う。このとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（2 µg/g以下）。

乾燥減量 0.3%以下（3 g、105℃、3時間）

強熱残分 0.1%以下（1 g）

定量法 本品を105℃で3時間乾燥し、その約0.5gを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、水を加えて溶かし、1,000mLの全量フラスコに入れ、更に水を標線まで加えて1,000mLとし、試料溶液とする。この溶液5 µLにつき、次の条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから、ヒスチジンのピーク面積を測定し、別に求める検量線により塩酸L-ヒスチジン-水和物濃度を求め、含量を算出する。

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：210nm）

カラム：内径4.6mm、長さ150mmのステン

レス管に粒径 3 μmの液体クロマトグラ
フ用オクタデシルシリル化シリカゲル
を充填する。

カラム温度：35°C

移動相：リン酸二水素カリウム2.2g（
2.265～2.274g）及び1-オクタンスル
ホン酸ナトリウム 1.08g（1.075～
1.084g）を水850mLに溶かし、リン酸で
pHを2.5に調整した後、液体クロマトグ
ラフ用アセトニトリル100mLを加え、混
和し、更に水を加えて1,000mLとする。

流速：毎分1.0mL

検量線の作成

定量用塩酸L-ヒスチジン約0.05g、
0.1g、0.5g及び1gをそれぞれ0.1mgの桁
まで量り、その数値を記録し、水約800mL
を加えて溶かし、1,000mLの全量フラスコ
に入れ、更に水を標線まで加えて1,000mL
とし、1 mL中に0.05mg、0.1mg、0.5mg及
び1mgを含有する標準液とする。標準液
5 μLずつにつき、以下試料溶液の場合と
同様に液体クロマトグラフ法により試験
を行う。得られたクロマトグラムからヒ
スチジンのピーク面積を求めて検量線を
作成する。

(4) 製造の方法の基準

Corynebacterium glutamicumのヒスチジン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、培養物をろ過して菌体を除去し、L-ヒスチジン粗結晶画分を分離する。さらに、粗結晶を精製し、得られた固形物を乾燥して製造すること。

(7) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

塩酸L-ヒスチジン製造用原体の成分規格を準用する。

(4) 保存の方法の基準

塩酸L-ヒスチジン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(37) ~ (163) (略)

(36) ~ (162) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。